

被保険者各位

帝国ホテル健康保険組合

被扶養者の資格喪失確認のお願い

日頃より、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

4月はお子さんや配偶者が新たに就職される時期です。ご就職の被扶養者がいらっしゃる被保険者の方は、誠におめでとうございます。

さて、ご就職の場合には、先方で新たに社会保険に加入されることとなり、当健康保険組合の資格を喪失することとなります。ついては、以下の手続きが必要となりますのでご案内致します。

記

1. 資格喪失確認と届出：

異動を生じたその日から5日以内に健康保険組合へ「健康保険被扶養者異動届」と先方発行の資格確認書または資格情報のお知らせのコピーを添付し、提出ください。

2. 返却物：

当健康保険組合が発行している「健康保険証」または「資格確認書」
※資格喪失される家族分を返却ください。

3. 書類提出・返却先：

帝国ホテル東京：帝国ホテル健康保険組合 窓口迄

帝国ホテル大阪：管理課総務迄、健保加入各事業主：担当者迄

「健康保険被扶養者異動届」の書式は窓口にあります。健康保険組合ホームページからもプリントアウトができます。

【健保 HP の QR コード】



4. その他：

パートタイマー等で働いている方の当健保の保険加入要件は同一世帯であり、
年収130万円未満となりますので、ご留意下さい。

問合せ先：帝国ホテル健康保険組合 内線：4070、直通：03-3591-8959

帝国ホテル大阪管理課総務 内線：#11 4121

以上